



第 22 号

平成 30 年 10 月 12 日

東ト協 適正化事業部

I. 大型車のスペアタイヤ等の定期点検が義務化

国土交通省は 10 月 1 日より、「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引」を一部改正し、車両総重量 8 トン以上の大型自動車のスペアタイヤ等について、3 ヶ月ごとの点検を自動車の使用者に義務づけました。

<改正概要>

(1) 自動車点検基準の一部改正

車両総重量 8 トン以上の大型自動車の 3 ヶ月ごとに行う定期点検項目に下記 3 項目を追加しました。

- ① スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ② スペアタイヤの取付状態
- ③ ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

(2) 自動車の点検及び整備に関する手引の一部改正

(1) により追加する点検の方法として、次に掲げることを定めました。

- ① スペアタイヤ取付装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検すること
- ② スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検すること
- ③ ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検すること

※ スペアタイヤ取付装置の点検は、スペアタイヤを取り外して行います。なお、トランクルームに搭載のスペアタイヤは、取付装置がないため点検の対象外となります。

⇒次頁にスペアタイヤ点検項目等を追加した点検整備記録簿の様式例を作成しましたので、ご参照ください。

<整備管理者の研修通知廃止>

また、今回の「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部改正により、従来は地方運輸局長から研修を行う旨の通知を行っていましたが、当該通知が廃止されることとなりました。対象となる整備管理者は受講を忘れることがないようにご注意ください。

※ 東ト協会員へは、これまで通り運行管理部から通知されます。

※ 平成 30 年度整備管理者（選任後）研修の日程等については、東ト協HPに掲載されています。<https://www.totokyo.or.jp/archives/16150>

事業用等	点検	レ	交換	×	締付	T
		○	修理	△	清掃	C
	分解	調整	A	給油	L	

点検整備記録簿

(分解整備記録簿写)

か月点検整備

3 (□)
12 (□+□)

使用者の氏名又は名称	車名および形式	自動車登録番号又は車両番号
住所	原動機形式	初度登録年又は初度検査年
		車台番号

事業用等

<p>点検の結果及び整備の概要</p> <p>■ かじ取り装置</p> <p>ハンドルの操作具合</p> <p>ギヤ・ボックスの油漏れ</p> <p>ギヤ・ボックスの取付の緩み</p> <p>ロッドとアーム類の緩み、がた、損傷(※2)</p> <p>ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷</p> <p>ナックルの連結部のがた(※2)</p> <p>かじ取り車輪のホイール・アライメント</p> <p>パワー・ステアリング装置のベルトの緩み、損傷</p> <p>パワー・ステアリング装置の油漏れ、油量(※2)</p> <p>パワー・ステアリング装置の取り付けの緩み</p> <p>■ 制動装置</p> <p>ブレーキペダルの遊び、踏み込んだ時の床板とのすき間</p> <p>ブレーキの効き具合</p> <p>駐車ブレーキ機構 引きしろ</p> <p>駐車ブレーキの効き具合</p> <p>ホースとパイプの漏れ、損傷、取付状態</p> <p>リザーバ・タンクの液量</p> <p>マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷</p> <p>ブレーキ・チャンバのロッドのストローク</p> <p>ブレーキ・チャンバの機能</p> <p>ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、グレーバルブの機能</p> <p>倍力装置のエア・クリーナの詰まり</p> <p>倍力装置の機能</p> <p>ブレーキ・カムの摩耗</p> <p>ドラムとライニングのすき間</p> <p>シューの摺動部分、ライニングの摩耗(※2)</p> <p>ドラムの摩耗、損傷</p> <p>バック・プレートの状態</p> <p>ディスクとパッドとのすき間(※2)</p> <p>パッドの摩耗(※2)</p> <p>ディスクの摩耗、損傷</p> <p>センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み</p>	<p>センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間</p> <p>センタ・ブレーキ・ライニングの摩耗</p> <p>センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷</p> <p>二重安全ブレーキ機構の機能</p> <p>■ 走行装置</p> <p>タイヤの状態(※2) 空気圧、亀裂、損傷、溝の深さ、異常摩耗</p> <p>ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み</p> <p>フロント・ホイール・ベアリングのがた</p> <p>ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷(※3)</p> <p>リム、サイド・リング及びディスクホイールの損傷</p> <p>リヤ・ホイール・ベアリングのがた</p> <p>■ 緩衝装置</p> <p>リーフ・サスペンションのスプリングの損傷</p> <p>リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷</p> <p>コイル・サスペンションのスプリングの損傷</p> <p>コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷</p> <p>エア・サスペンションのエア漏れ</p> <p>エア・サスペンションのペローズの損傷(※2)</p> <p>エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み、損傷(※2)</p> <p>エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能</p> <p>ショック・アブゾーバの油漏れ、損傷</p> <p>■ 動力伝達装置</p> <p>クラッチペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間</p> <p>クラッチの作用</p> <p>クラッチの液量</p> <p>トランスミッション、トランスファの油漏れ、油量(※2)</p> <p>プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み(※2)</p> <p>プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの自在継手部のダスト・ブーツの亀裂、損傷</p> <p>プロペラ・シャフトドライブ・シャフトの継手部のがた</p> <p>プロペラ・シャフトドライブ・シャフト、センタ・ベアリングのがた</p> <p>デファレンシャルの油漏れ、油量(※2)</p> <p>■ 電気装置</p> <p>点火プラグの状態(※2)(※4)</p> <p>点火時期</p>	<p>ディストリビュータのキャップの状態</p> <p>バッテリーのターミナル部の接続状態</p> <p>電気配線の接続部の緩み、損傷</p> <p>■ 原動機</p> <p>エア・クリーナ・エレメントの状態</p> <p>シリンダ・ヘッド、マニホールドの各部の締付状態</p> <p>低速及び加速の状態</p> <p>排気の状態</p> <p>潤滑装置の油漏れ</p> <p>燃料装置の燃料漏れ</p> <p>冷却装置のファン・ベルトの緩み、損傷</p> <p>冷却装置の水漏れ</p> <p>■ ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</p> <p>◇ ブローバイ・ガス還元装置</p> <p>メーターリング・バルブの状態</p> <p>配管の損傷</p> <p>◇ 燃料蒸発ガス排出抑制装置</p> <p>配管等の損傷</p> <p>チャコール・キャニスタの詰まり、損傷</p> <p>チェック・バルブの機能</p> <p>◇ 一酸化炭素等発散防止装置</p> <p>触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付の緩み、損傷</p> <p>二次空気供給装置の機能</p> <p>排気ガス再循環装置の機能</p> <p>減速時排気ガス減少装置の機能</p> <p>配管の損傷、取付状態</p> <p>■ 警告器等</p> <p>警告器の作用</p> <p>窓ふき器の作用</p> <p>洗浄液噴射装置の作用</p> <p>デフロスタの作用</p> <p>施錠装置の作用</p> <p>■ エグゾースト・パイプ及びマフラ</p> <p>取付の緩み、損傷(※2)</p>	<p>マフラの機能</p> <p>■ エア・コンプレッサ</p> <p>エア・タンクの凝水</p> <p>エア・コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ、アンローダー・バルブの機能</p> <p>■ 高圧ガスを燃料とする燃料装置等</p> <p>導管、継手部のガス漏れ、損傷</p> <p>ガス容器取付部の緩み、損傷</p> <p>■ 車枠及び車体</p> <p>非常口の扉の機能</p> <p>車枠、車体の緩み、損傷</p> <p>スベアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷(※3)</p> <p>スベアタイヤの取付状況(※3)</p> <p>ツールボックスの取付部の緩み及び損傷(※3)</p> <p>■ 連結装置</p> <p>カブラの機能、損傷</p> <p>ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷</p> <p>■ 座席</p> <p>座席ベルトの状態(事業用バス、乗車用のみ)</p> <p>■ 開扉安全防止装置</p> <p>防止装置の機能</p> <p>■ その他</p> <p>シャシ各部の給油脂状態</p> <p>■ その他の点検項目</p>
--	--	--	--

注 (※2) 印の箇所は、自動車検査証の交付を受けた日又は前回の点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2,000キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き行わなくてもよい。

(※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

(※4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は行わないことができる。

この記録表は、整備管理者が保存してください。

記事(主な交換部品、測定結果等)	(測定結果)	自動車分解整備事業者の氏名又は名称(点検整備者)及び事業場の所在地並びに認証番号	整備主任者の氏名	会社保存用
	●CO, HC濃度(アイドリング時)		点検の年月日	年 月 日
	CO %		整備完了年月日	年 月 日
	HC ppm		点検(整備)時の総走行距離	Km

Ⅱ. 運送事業者に対する監査の強化

国土交通省は、10月1日よりトラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置として、監査を強化しました。

＜監査強化が図られる対象となる事業者（営業所）＞

1. 適正化事業実施機関が行う巡回指導において、総合評価が「D」「E」を受け、改善期限までに改善を行わない等、適正な事業が行われていない可能性が高い事業者
2. 「D」「E」評価を受け、改善期限までに改善報告を行っているが、未改善項目がある事業者
3. 総合評価が「E」以外であっても、「定期点検等の実施」「健康診断の実施」「労働保険の加入」「社会保険の加入」に関する法令の全てに未遵守状況が継続している事業者

※ 上記の事業者に対しては、従来より早い時期に臨店監査が行われることとなります。